

各法人制度対比表

類型	公益法人	特定非営利活動法人(NPO法人)	中間法人	営利法人		
根拠法	民法	特定非営利活動促進法	中間法人法	有限会社法	商法	
名称・商号	社団法人・財団法人(34/2)	特定非営利活動法人(4)(NPO法人)	有限責任中間法人(8)	無限責任中間法人(8)	有限会社(3) 株式会社(17、18)	
定義	祭祀、宗教、慈善、学術、技芸その他公益に関する社団又は財団として営利を目的とせざるもの(34)	特定非営利活動を行うことを主たる目的とし、営利を目的とせず、その他必要な要件を満たすもの(2)	社員に共通する利益を図ることを目的とし、かつ、剰余金を社員に分配することを目的としない社団(2)	商行為その他の営利行為を為すことを業とする営利を目的とする社団(1)	商行為を為すことを業とする目的をもって設立した社団(52) (商行為を為すことを業としないが) 営利を目的とする社団(52)	
事業	「公益ニ関スル」事業を行うが(34)、行いうる事業を具体的に制限する規定はない。 指導監督基準 ・公益事業の推進に資するもので、公益事業費を賄うのに必要な程度の規模、公益法人としての社会的信用を傷つけないものにつき実施可能(2/6)	特定非営利活動を行うことを主たる目的とするが、特定非営利活動に係る事業に支障がない限り、その収益を当該事業に充てるための当該特定非営利活動に係る事業以外の事業を行うことができる(5) ・以下の活動は制限される(12、2、42)。 I) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの。 II) 政治上の主義を推進、支持、反対することを主たる目的とするもの。 III) 特定の公職の候補者等々を支持、反対すること等を目的とするもの。	格別の制限はなく、公益的業務や収益事業を行うことは妨げられない。	商行為その他の営利事業を行うが、行いうる事業を具体的に制限する規定はない。	商行為又は営利事業を行うが、行いうる事業を具体的に制限する規定はない。	
設立主義	許可主義(34)	認証主義(10)	準則主義	準則主義	準則主義	
設立手続の概要	・定款、寄附行為の作成(37、39) ・主務官庁の許可(34) ・設立登記(45)	・定款等法定書類の作成(10、11) ・所轄庁に対する認証の申請(10) ・申請に係る公告、縦覧(10) ・所轄庁による設立の認証(10、12) ・設立登記(7、13、組合等登記令3)	・定款の作成・署名(10) ・公証人の認証(10、商167) ・理事及び監事の選任(13) ・基金の募集等(14-16) ・現物提出等の調査(17) ・設立手続の調査(18) ・設立登記(6、19)	・定款の作成・署名(93) ・設立登記(6、94)	・定款の作成・署名(5、6) ・公証人の認証(5、商167) ・取締役の選任(11) ・出資の履行等(12) ・現物出資等の調査(12/2) ・設立手続の調査(12/3、商173/2) ・設立登記(4、13、商57)	・定款の作成・署名(165、166) ・公証人の認証(167) ・株式の引受と出資の履行(169、170、172) ・取締役・監査役の選任(170) ・現物出資等の調査(173) ・設立手続の調査(173/2) ・設立登記(57、188) 以上は発起設立の場合である。募集設立の場合には、株主の募集等(174-176)や創立総会等(180)の手続が加わる。
設立無効等の訴え	規定なし	規定なし	規定あり(22)	規定あり(95)	規定あり(75、商428)	
最低人数	規定なし(2人以上)	10人以上(12)	2人以上(10)	2人以上(93)	規定なし(1人以上、上限は50人以下(8))	
地位等	・出資義務・持分なし ・地位の譲渡性なし ・社員たる資格の得喪に関する規定 定款による(37)	・出資義務・持分なし ・地位の譲渡性なし ・社員の資格の得喪に関する事項 定款による(11)	・出資義務・持分なし ・地位の譲渡性なし ・社員たる資格の得喪に関する規定 定款による(10) ・退社に関する規律 あり(24-26)	・出資義務・持分なし ・地位の譲渡性なし ・社員たる資格 法人は不可(96) ・退社に関する規律 あり(98-100)	・出資義務・持分 あり(12、18) ・地位の譲渡性 あり(19) ・社員の変動 資本の増加(49-57)、持分の譲渡(19)、消却(24、商213)	・出資義務・持分 あり(169、170、177、425) ・地位の譲渡性 あり(204) ・社員の変動 新株発行(280/2)、譲渡(204)、株式の消却(212、213)等
責任	有限責任	有限責任	有限責任	無限責任(97)	有限責任(17)	
設立時の払込額規制	規定なし 指導監督基準上は、公益法人は、設立目的の達成等のため、健全な事業活動を継続するために必要な確固とした財政的基礎を有することとされている(5)	規定なし	300万円(最低基金)(12)	規定なし	300万円(最低資本金)(9)	
成立後の資産保有規制	規定なし 指導監督基準上の規制あり(同上)	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし	
位置付け	最高意思決定機関(63)	最高意思決定機関(30、民63)	基本的意思決定機関(28)	社員総会に関する規定なし	最高意思決定機関	
表決権	・表決権 各社員に平等(定款に別段の定めがある場合を除く)(65)	・表決権 各社員に平等(定款に別段の定めがある場合を除く)(30、民65)	・議決権 社員は各1個(定款で別段の定め可)(33)	・議決権 出資1口につき1個(定款で別段の定め可)(39)	・議決権 1株につき1個(241)	
定時総会	・通常総会 少なくとも年に1回開催(60)	・通常総会 少なくとも年に1回開催(30、民60)	・定時社員総会 毎年1回一定の時期に行う(29)	・定時総会 毎年1回一定の時期に行う(41、商234)	・定時総会 毎年1回一定の時期に行う(234)	
召集権者	・召集権者 理事(60、61)	・召集権者 理事(30、民60、61)	・召集権者 原則として理事(29)	・召集権者 原則として取締役(35)	・召集権者 取締役会がした決定(231)に基づき代表取締役が召集手続を行う(261)	
議事録等	・召集手続 少なくとも5日前に会議の目的の事項を示し、定款に定めた方法に従って行う(62)	・召集手続 少なくとも5日前に会議の目的の事項を示し、定款に定めた方法に従って行う(30、民62)	・召集手続 原則として社員総会の日から1週間前までに召集通知を発する(31)	・召集手続 原則として会日の1週間前に召集通知を発する(36)	・召集手続 原則として会日の2週間前に召集通知を発する(232)	
議事録作成義務、議長・出席取締役の署名義務 あり(244)			・議事録作成義務、議長・出席取締役の署名義務 有り(35)	・議事録作成義務、議長・出席取締役の署名義務 あり(41、商244)	・議事録作成義務、議長・出席取締役の署名義務 あり(244)	
人数	・人数 1人又は数人(52)	・人数 3人以上(15)	・人数 1人又は数人(39)	・人数 1人又は数人(25)	・人数 3人以上(255)	
任期	・任期 規定なし	・任期 2年以上、ただし再任可(24)	・任期 原則2年(41)	・任期 規定なし	・任期 原則2年以内(256)	
選解任	・選解任 規定なし	・選解任 規定あり(20)	・選解任 規定あり(50、商254/2)	・選解任 規定あり(32、商254/2)	・選解任 規定あり(254/2)	
欠格事由	・欠格事由 規定あり(民法施行法27)	・欠格事由 規定あり(20)	・欠格事由 規定あり(50、商254/2)	・欠格事由 規定あり(32、商254/2)	・欠格事由 規定あり(254/2)	
法人との関係等	・理事の任免方法 定款に記載(37)	・理事の任免方法 定款に記載(37)	・理事と法人の関係 委任(43)	・理事と法人の関係 委任(43)	・理事と法人の関係 委任(254)	
指導監督基準上は社団法人の理事は社員総会、財団法人の理事は原則として評議員会で定める(4/1)		・指導監督基準上は社団法人の理事は社員総会、財団法人の理事は原則として評議員会で定める(4/1)				
権限	・理事が業務執行(52)、代表(53)	・理事が業務執行(17)、代表(16)	・理事が業務執行(44)、代表(45)	・取締役が業務執行(26)、代表(27)	・代表取締役、業務担当取締役が業務執行(260)、代表取締役が代表(261)	
責任	規定なし	規定なし	・法人に対する責任(47)	・法人に対する責任(47)	・法人に対する責任(266)	
第三者に対する責任(48)			・第三者に対する責任(48)	・第三者に対する責任(30/3)	・第三者に対する責任(266/3)	
取引制限	・法人と理事との利益相反取引に関しては理事は代理権を有せず、特別代理人を選任する必要がある(57)	・法人と理事との利益相反取引に関しては理事は代理権を有せず、特別代理人を選任する必要がある(30、民57)	・法人と理事との利益相反取引をすれば理事は代理権を有せず、特別代理人を選任する必要がある(46)	・会社と取締役との利益相反取引をするには社員総会の承認を得なければならない(30)	・会社と取締役との利益相反取引をするには取締役会の承認を得なければならない(265)	
理事会等	規定なし 指導監督基準上理事多数の意思適正に反映されている(4/1)	規定なし	規定なし	規定なし	取締役会に関する規定あり(260)	
指導監督基準上は同一の親族、特定の企業の関係者、所管官庁の出身者は3分の1以下(4/1)		・指導監督基準上は同一の親族、特定の企業の関係者、所管官庁の出身者は3分の1以下(4/1)				
同一業界の関係者は2分の1以下(4/1)		・同一業界の関係者は2分の1以下(4/1)				

